

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

小倉北警察署協議会

開催年月日時	令和2年7月31日 午後4時00分 から 令和2年7月31日 午後5時00分 まで	
開催場所	小倉北警察署 8階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警 察 署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、組織犯罪対策管理官、警備管理官、総務第一課長、生活安全課長、交通第一課長、警備第二課長、事務局
<b>議 事 概 要</b>		
<p><b>【会長挨拶】</b>                  この春に署長を始め多くの管理官が着任され、協議会委員にも3名の新しい委員が入られた。                  また、残念なことに小倉北警察署で不祥事が立て続きに起こった。                  本来であれば協議会をいち早く招集して、皆様の意見を伺わなければならないところだが、この新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前回の会議を中止せざるを得なかった。                  ただ、どんなに病気が蔓延してもどんなに不祥事が起こったとしても、市民、県民の安全安心を守るための活動は一日たりとも休みはない。                  小倉北警察署の方々は皆頑張っていると思う。                  このあと各管理官から活動報告があるので、しっかりと聞いていただき、最後に質疑応答の時間を設けるのでよろしくお願いします。</p> <p><b>【署長挨拶】</b>                  ○ 冒頭に当署員による非違事案の概要と署員に対する指導状況について説明した。                  ○ 本日は、お忙しい中御出席いただき、厚くお礼申し上げます。                  当署管内の治安概況は、新型コロナウイルスの影響もあり、認知件数は昨年と比較して減少している。                  ニセ電話詐欺、性犯罪及び交通死亡事故についても減少傾向であるが、これから梅雨が明けて人の活動が活発な時期になってくるのでしっかりと気を引き締めしていく。</p> <p><b>【報告事項】</b>                  1 犯罪情勢と対策について（生活安全管理官）                  (1) 犯罪情勢                      ア 管内における主要犯罪の発生状況                      イ 性犯罪                      ウ ニセ電話詐欺                  (2) 今後の対策                      ア コロナ禍における新たな広報啓発活動の取組</p>		

## 議 事 概 要

- イ 関係機関との更なる連携強化（行政機関、学校、コンビニエンスストア等）
- ウ 防犯環境整備の促進（防犯カメラ・街路灯の設置促進）
- 2 交通事故の発生状況と今後の対策について（副署長）
  - (1) 交通事故発生状況（令和2年6月末現在）
  - (2) 取組と今後の対策
    - ア 交通指導取締り
    - イ 交通教育
    - ウ 交通規制
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響・対策について（警備管理官）
  - (1) 緊急事態宣言中における110番受理状況（4月7日から5月14日まで）
  - (2) 感染予防のための取組
    - ア 来庁者に対する感染防止対策
    - イ 職員の感染防止対策
    - ウ 感染防止に配慮した現場活動
  - (3) 各種治安対策
    - ア 広報啓発活動
    - イ 街頭活動
    - ウ 交通安全活動

### 【質疑応答】

- 委員から「新型コロナウイルスの影響で経済的に厳しく、企業もボーナスが出なかったり、失業率が高まったりしている中で、窃盗やひったくり等の犯罪が増加するような傾向はないか。」旨の質疑があり、警備管理官から「今後窃盗犯は増加してくる可能性が高い。治安対策と経済活動は密接に絡んでいるのでしっかり対応していきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「交通規制の件で、道路環境に応じた最高速度の見直しを金田1丁目の路線でしていただき、友人から走行しやすくなった旨の話を聞いた。大変感謝している。見直しを行った場所を教えてください。」旨の質疑があり、副署長から「中津口から青葉の市道及び室町から木町の市道である。」旨の回答があった。
- 委員から「ニセ電話詐欺について、銀行員や警察官になりすまされると、疑う余地がなく自分も騙されてしまうと思うが、詐欺だと判断できる方法があれば教えてください。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「相手は実在する銀行名や警察署、係の名前を名乗り恐怖心を与えて追い込んでいく。まずは、すぐにその場で対応するのではなく、一度相手の連絡先を聞き、確認をするということをしていただきたい。すぐに対応（即答）しない、相手の連絡先を聞く、折り返しをする、ということ落ち着いてしていただきたい。また、できれば友人など周囲の人にも今話した対応方法を広めてほしい。」旨の回答があった。
- 委員から「学生がアンケート詐欺の被害に遭ったが、アンケートに答えるだけで簡単にお金が引き出せるとは知らなかった。被害弁償に関して、私たちも知識が足りずどう対処していいのかという課題がある。」旨の意見があり、署長から「アンケート詐欺は、駅等の路上でアンケートに答えさせ、個人情報聞き出し、お金を借りて引き出す、という手口になる。被害弁償に関しては弁護士を通して求償権を行使するという形になる。警察としては、こういう手口があるということをしかりと広報し、啓発していく。また、消費生活センターとも情報を共有

## 議 事 概 要

していく。」旨の回答があった。

- 委員から「地域の子どもが、親が購入して渡していた電子たばこを持っていたということで、親が小倉北警察署に呼ばれて指紋を取られたと聞いたがそういうことがあるのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「未成年者喫煙禁止法という法律があり、未成年者に煙草を買い与えた親権者や販売した店舗に対する罰則がある。その買い与えた者を特定するために指紋採取したのだと思う。」旨の回答があった。
- 委員から「副署長が交通管理官を兼務されているが、各管理官にはそれぞれの役割が大事であると思う。副署長は副署長の役割や重責を担っているのだから、兼務というのはどうかと思う。兼務が解消されるのはいつごろになるのか。」旨の質疑があり、署長から「人事権は警察本部長にあるので、いつ、というのは申し上げられない。副署長の負担は皆で一致団結してサポートしている。私から本部に要望、実態を報告した上で人事を待つ、という現状である。」旨の回答があった。
- 委員から「飲酒運転の取締りの際に、検問で息を吹いてもらい飲酒状況を確認していると思うが、コロナ禍で何か対策をしているのか。」旨の質疑があり、副署長から「現在各交番及びパトカーに簡易の飲酒検知器を配付している。この簡易の飲酒検知器で反応した場合に正式な飲酒検知をしている。」旨の回答があった。さらに、委員から「現在コロナ関連で特別給付金等様々な補助金制度があるが、実際に給付金や補助金の詐欺が発生しているのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「現時点、当署管内で給付金や補助金関係の詐欺事件は発生していない。」旨の回答があった。
- 委員から「工藤會に関して、組事務所や構成員が少なくなっていると聞くが、構成員の実態及び構成員を辞めてからの実情はどうか教えてほしい。」旨の質疑があり、組織犯罪対策管理官から「暴力団の離脱については積極的に警察から働き掛けている。その効果もあって、工藤會だけでなく全国の暴力団構成員が離脱しており、暴力団勢力を剥ぐ活動の大きな一つになっている。離脱した組員のその後は、それぞれ身内をつてに仕事をしたり、自営業で仕事をしたりと様々である。企業もケースバイケースだと思うが、本人たちの活動や働きぶりをしっかり見極めてそれぞれ対応しているというのが現状である。」旨の回答があった。

### 【閉会】

以上で本日の協議会を終了する。

